

2019 年度 事業計画

I 基本理念・事業運営方針

高齢者が要介護状態になっても、介護保険法が目指す「自立支援」「自己決定」「生活の継続」の3つを、当法人が追及するサービスの本質のキーワードとして据え、利用者お一人おひとりの思いや願いが叶い、今までと同じように家族や地域社会とのかかわりが継続でき、馴染みのある職員による専門的な支援（ユニットケア）を受けながら、利用者、家族、職員がともに生きる暮らしを実現し、信頼でつながった日常となるよう運営していきます。

<法人理念>

「これからも あなたが あなたらしく暮らせるように・・・」

II 法人予算概要

2019年度は、開設2年目を迎え、より一層の事業効率化と組織強化に努め、サービスの質の向上、利用者の安心感・満足感の充実に取組み、地域から好評判でますます認知される法人となるよう組織を構築します。

具体的施策として、2018年度は開設間もないことを踏まえ、介護職員の配置を日中帯3人体制で運営してきましたが、入居者もほぼ満床で推移し、職員も経験を積み「はぎの郷」の介護方針を理解しての行動が定着してきたため、2019年度は日中帯2人体制での運営にシフト変更していきます。この変更にともない、財務体質の改善が見込まれます(人件費比率89%から73%への低減)。

(単位：千円)

科 目	2018 年度決算予想	2019 年度計画
事業活動収入	114,006	139,200
事業活動支出	154,260	151,164
事業活動資金収支差額	△40,254	△11,964
当期資金収支差額	△31,597	△3,305
借入金元金返済後資金差額	△33,545	△15,869

III 組織体制

- 1 社会福祉法人つつじの福祉会・地域密着型小規模特別養護老人ホームはぎの郷の体制
※ 添付資料参照

IV 業務指針

1 総括

現在展開している事業は、「地域密着型小規模特別養護老人ホームはぎの郷（以下「はぎの郷」という。）」の運営であるが、先ずはその運営面・資金面での充実・安定化を最重要

課題として挙げ、そのための遂行テーマを次に掲げ、その達成に向けた職員一同によるマンパワーの最大限の発揮を実践し続けることができるよう取り組みます。

(1) 利用者とのかかわり

① 事業所理念

「我見、離見、離見の見（自分をみること、相手の立場から自分を見ること、人間関係を俯瞰して見ること）」の姿勢でご利用者の生活を支えます。

② 運営方針

(イ) ご利用者お一人おひとりの思いや希望が叶い、ご家族や地域社会とのかかわりが継続できる運営をおこないます。

(ロ) ご利用者もご家族も職員も信頼で結ばれ、優しさとふれあいを大切にする運営をおこないます。

(ハ) 地域のなかの施設として、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図るとともに地域の一人として貢献できる運営をおこないます。

③ ケアマネジメント

利用者ご本人の「今」にマッチした有用性の高い介護計画を作成するため、利用者お一人おひとりとのかかわり（会話。言動把握、仕草・表情等）のなかから、ご本人が望む日常となるようその思い・意向を汲み取り、ご家族の要望・医療従事者・職員の意見も踏まえます。現況把握（ケアカンファレンス）及びモニタリングの頻度を上げ、介護計画の見直し等ブラッシュアップに繋がります。

④ 食事と健康管理

「食べる事」は生きる事の原点であり高齢者の楽しみ事の一つです。各ユニットにおいて、栄養士と情報共有しながら、『食』への関心ができる限り継続するようはかります（食事時間における匂い・雰囲気共有、配膳・下膳、洗い物等を一緒におこなう等）。

また、口腔内の保清に努め、嚥下機能の持続にも留意します。

⑤ 認知症の方への支援

認知症は「脳」にかかる進行性の病気であることを理解した上で、ご本人の BPSD への係わりを職員間で相談・検討しながら取り組み、穏やかな日常となるよう努めます。

⑥ 看取り支援について

終の棲家としての機能を有している事業所としての役割を十分理解し、看取り介護を実践します（ご家族への精神的負担の緩和支援や職員への看取り介護に対する研修の継続実施）。

⑦ 季節ごとの行事

年初の初詣から年末の餅つきまで、季節に応じた行事を取り入れ、四季の移ろい等も実感していただきます。ご家族や地域との接点も広げ、様々なボランティアや団体等の協力もいただきながら取り組みます。

(2) 事故への対応

日々、機能が低下する暮らしの中で、不測の事故は起こり得る事を前提に、「ヒヤリ・ハット」をいかに速く多く見出すかに重点を置き、「ヒヤリ・ハット」を発見することを業務の一環として位置づけ、定期的に「ヒヤリ・ハット大賞」等のセレモニーをおこない精度を高める施策を講じます。事故が発生した場合には、冷静かつ誠実に素早く利用者ご本人へ対応（状況の把握、バイタル等の確認）し、看護職員とともに医師への連絡・救急

搬送依頼等最善の策を講じます。再発防止への取組み、行政への報告等も遅滞なくおこないます。

(3) 防災対策

防災・非常災害時への取組みとして、「防災・非常災害への対策本部の組織と事務分掌」の明確化、並びに初動活動（発生後 72 時間以内）及び応急活動（発生後 72 時間以降）に分け対応します。災害等は非日常の出来事であるため、「災害、緊急時対応マニュアル」を整備し、研修及び通報・消火・避難訓練を定期的を実施します。訓練に際しては、消防署と協議しながらご利用者の現況に応じた具体的な避難誘導となるよう取組みます。地域の方々とも防災・非常災害について意見交換し協力体制を構築します。有事に際して備蓄（飲料水・非常食、簡易トイレ等）し、また非常食を食し（年 1 回程度）防災意識の向上に努めます。

(4) 運営推進会議の開催

事業所情報や利用者情報の開示並びにご利用者の生活の質の向上、安全面・衛生面、地域交流・貢献等について参加者（利用者・家族、地域住民代表、行政職員、知見者等）で意見交換等おこない、事業所運営に活かす取組みとして年 6 回以上の運営推進会議を開催します。会議議事録は、参加者及び全家族に開示します。

2 会議

(1) 法人の会議

会議名	開催時期	出席者
理事会（定期）	5 月、7 月、10 月、2 月	理事、監事等
評議員会（定期）	5 月	理事長、評議員等

※ 必要に応じて臨時の会議が開催される場合あり。

(2) 「はぎの郷」の会議

会議名	開催時期	出席者
主任・専門職全体会議	毎月第 2 水曜日	施設長、統括マネジャー、介護主任、看護主任、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、事務主任等
介護主任会議	毎月第 2 水曜日	統括マネジャー、介護主任等
看護会議	毎月中旬	統括マネジャー、看護主任、看護職員等
ユニット会議	毎月上旬 (ユニットごとに設定)	統括マネジャー、ユニットの介護主任、各ユニット職員等
サービス担当者会議	入所（居）時、入所（居）1 ヶ月後、ケアプラン更新時他	利用者、利用者家族、介護支援専門員、栄養士、介護職員、看護職員等
入所（居）判定会議	新規入所（居）の前	施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、栄養士等

運営推進会議	5月、7月、9月、11月、1月、3月（年6回）	利用者、利用者家族、市職員、地域包括支援センター職員、地域住民代表（自治会長・民生委員等）、知見者、はぎの郷職員等
--------	-------------------------	---

3 委員会

運営実施事業所「はぎの郷」の委員会活動は、次に掲げるものとなります。

委員会名	開催時期	出席者
身体的拘束等廃止委員会	毎月	統括マネジャー、介護支援専門員、ユニットリーダー、各ユニットの委員
感染症対策委員会	隔月	看護主任、ユニットリーダー、各ユニットの委員
危機管理委員会	毎月 第2水曜日	統括マネジャー、ユニットリーダー、各ユニットの委員
給食委員会	奇数月 第3水曜日	栄養士、ユニットリーダー、各ユニットの委員
行事委員会	毎月	生活相談員、事務主任、ユニットリーダー、各ユニットの委員
身体拘束等適正化委員会	6月、9月、12月、3月	施設長、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、栄養士、生活相談員等

※「身体的拘束等廃止委員会」⇒各ユニットにおける日々の支援のなかでの「不適切なケア」の有無、虐待・拘束等に繋がる恐れのある支援等について振り返り（情報共有）及び課題の検討並びにサービスの質の向上に向けての施策の検討等をおこなう。

※「身体的拘束等適正化委員会」⇒3ヵ月に1回以上、身体拘束等の現況を把握し、出席者がその現況について情報を共有し対応策を検討する。

4 研修・訓練等

(1) 施設内研修・勉強会

実施月	研修・勉強会	研修・勉強会の目標
4月	認知症ケア ①	認知症ケア技法（その1）を学ぶ
5月	身体拘束等の廃止に向けて	日々の支援の振り返りを通じて身体的拘束等の廃止への取組みを確認する（事例検討）
6月	食中毒の予防・まん延防止	この時期に注意すべき食中毒の予防とまん延防止
7月	高齢者虐待防止について	「不適切なケア」と職員のメンタルヘルスについて
8月	リスクマネジメントについて	家族とのコミュニケーション、KYトレーニングについて

9月	認知症ケア ②	認知症ケア技法（その2）を学ぶ
10月	プライバシー保護について	介護現場におけるプライバシー保護の実際について検証する
11月	感染症予防・まん延防止	インフルエンザ・ノロウイルス等への予防策及び発生時の対応を学ぶ
12月	看取り介護支援について	家族とのリレーション及び精神的ケアを学ぶ
1月	権利擁護について	権利擁護に関する制度の基本理解と情報発信の方法について学ぶ
2月	非常災害時対応について	非常災害時の各人の役割の整理と指示・連絡系統の確認
3月	倫理・法令遵守	コンプライアンスの基本を学ぶ

(2) 訓練・外部講習等

- ① 通報・消防・避難訓練 ⇒ 偶数月に実施（8月、2月は消防と協同）
- ② 普通救命講習（市開催）⇒ 4月より順次受講（全職員受講予定）
- ③ たん吸引研修 ⇒ 7月
- ④ ユニットリーダー研修 ⇒ 6月
- ⑤ その他

5 行事（「はぎの郷」）

(1) 年間計画

実施月	行事内容
4月	お花見、お花見ドライブ
5月	端午の節句、母の日
6月	遠足、父の日
7月	七夕、納涼祭
8月	盆踊り、夏祭り
9月	お月見、敬老の日
10月	秋の遠足、運動会、
11月	菊花鑑賞、紅葉狩り、音楽会
12月	クリスマス会、餅つき大会
1月	正月祝い、初詣、七草がゆ
2月	節分、バレンタインデー
3月	雛祭り、観梅会、ドライブ、ホワイトデー

(2) 日常レク等

- ① 口腔体操（嚥下）、洗濯ものたたみ、洗い物、DVD鑑賞、音楽療法等
- ② 誕生日会
- ③ ボランティアによる催事
- ④ 地域交流行事への参加等

V 「はぎの郷」事業計画

1 施設方針

事業所理念「我見、離見、離見の見（自分を見ること、相手の立場から自分を見ること、人間関係を俯瞰して見ること）の姿勢でご利用者の生活を支えます。」の徹底遂行を第一義に置き、利用者ファーストのスタンスをおれることなく追及し、「はぎの郷」での暮らしが利用者にとって望ましいもの、また「生」となるよう、飽くなきひたむきに取り組めます。

そのことを通じて、事業所運営関係者全員の仕事に対する矜持の確立、達成感、人間的魅力が引き出せるよう取り組めます。

2 部門単位方針・重点施策

(1) 介護部門

- ① ・笑顔で、心から「此处にきて良かった」と思っただけのユニットへ（1F）
・明るく、元気で、利用者ファーストのユニットへ（2F）
・明るく、元気で過ごせるユニットへ（3F）
- ② ・ユニットケアへの積極的な取り組み
・見守り、コミュニケーション、適度な緊張感ある支援
・「不適切なケア」の払拭へ取り組む

(2) 看護部門（機能訓練含む）

- ① 利用者の体調変化への迅速な対応 ⇒ 「いつもと違う」の感度を高める
- ② コミュニケーション能力の強化
・スタッフ間の連携を深める
・利用者との積極的なかわり

(3) ケアマネジメント（介護支援専門員）

- ① 利用者の現況及び思い・意向に沿った有用性の高い介護計画の策定
- ② 介護現場との連携をさらに高める
- ③ 家族との連携を深め、信頼関係をより強固にする

(4) 栄養部門（管理栄養士）

- ① 『食』を通して彩りのある日常生活を支援する
- ② 介護現場との連携を密にし、栄養ケアマネジメントの精度の向上に取り組む

(5) 生活相談員

- ① 地元知られ、地元と繋がり、地元根付き、地元愛される「はぎの郷」に

(6) 事務部門

- ① 笑顔で応対、親切、丁寧、確実、迅速な事務部門を創造する
- ② 部門間コミュニケーションの重要性の認識とその実践
- ③ 情報共有と報・連・相の徹底